

## 会議録

|      |   |
|------|---|
| 名称   | 第2回個人情報保護制度のあり方検討小委員会   |
| 日時   | 令和4年4月15日（金）午後6時30分から午後9時まで   |
| 会場   | 目黒区総合庁舎1階 D会議室  |
| 出席者  | （委員）浅田、植野、岡田、前田、宮内、森田<br>（区側）情報政策推進部長、行政情報マネジメント課長、事務局  |
| 傍聴者  | なし  |
| 配付資料 | 資料1 第1回小委員会の諮問事項の検討結果<br>資料2 個人情報保護制度改正 検討用個票2（開示請求に係る手数料）<br>資料3 個人情報保護制度改正 検討用個票3（条例要配慮個人情報）<br>資料4 個人情報保護制度改正 検討用個票4（個人情報ファイル簿以外の帳簿の作成・公表）<br>資料5 個人情報保護制度改正 検討用個票5（自己情報開示請求における不開示情報等）<br>資料6 個人情報保護制度改正 検討用個票6（開示・訂正・利用停止の手続き）<br>資料7 第3回～第5回小委員会開催予定日<br>資料8 小委員会座席表<br>資料9 資料正誤表 |
| 会議次第 | 1 個人情報保護制度のあり方検討小委員会委員長あいさつ<br><br>2 議事<br>（1）第1回小委員会の諮問事項の検討結果の確認<br>（2）諮問事項の検討（目黒区の独自措置について）<br>ア 開示請求に係る手数料【条例必須規定】<br>イ 条例要配慮個人情報【条例任意規定】<br>ウ 個人情報ファイル簿以外の帳簿の作成・公表【条例任意規定】<br>エ 開示・訂正・利用停止の手続き【条例任意規定】<br>オ 自己情報開示請求における不開示情報等【条例任意規定】   |

|       |  |
|-------|--|
|       | <p>3 その他</p> <p>(1) 第3回小委員会開催予定<br/>令和4年5月10日(火)午後6時～午後8時<br/>会場 特別会議室</p> <p>(2) 第4回～第5回小委員会の予定</p> |
| 発言の記録 | 別紙のとおり   |

## <第2回小委員会発言記録>

### 1 個人情報保護制度のあり方検討小委員会委員長あいさつ

|     |   |
|-----|---|
| 委員長 | <p>それでは定刻になりましたので、第2回情報公開個人情報保護審議会、情報保護制度のあり方検討小委員会を開催いたします。庁舎内での開催ということになりますので、発言の際もマスクの着用をお願いいたします。また、この部屋は窓がないのですが、機械換気をしており、一応ドアも空けておりますので、その点はご了解いただければと思います。2時間という限られた時間ではございますけれども、できる限り時間内に終わられるように進めて参りたいと思います。本日傍聴人はいらっしゃいますでしょうか。</p> <p>(事務局から「なし」の返答)</p> <p>それでは皆様よろしくをお願いいたします。議事に入る前に、事務局から出席状況について改めてご報告をお願いいたします。</p> <p>(事務局から委員の出席状況について説明)</p> <p>ありがとうございます。続きまして配付資料の確認をお願いいたします。</p> <p>(事務局から配布資料の説明)</p> <p>ありがとうございます。あいにくの天候で、みなさまお忙しい中時間調整をしてきていただき、誠にありがとうございます。短い期間でありますけれども、しっかりと議論をして、一定の方向性を打ち出すことができれば良いかなと思っています。では早速議事に入って参りたいと思います。</p> |
|-----|---|

### 2 議事

#### (1) 第1回小委員会の諮問事項の検討結果の確認

|     |  |
|-----|--|
| 委員長 | <p>まず、議題1、第1回小委員会の諮問事項の検討結果の確認についてです。区の方から説明をお願いいたします。</p> <p>(区から説明及びスケジュールの調整)</p> <p>はい。ありがとうございます。ただいま事務局からご説明をいただきました検討結果につきまして、資料の正誤表とともに、委員から、だいたひ詳細に手を入れたものをお配りいただきました。これは委員の方からご説明いただいてよろしいでしょうか。</p> |
| 委員  | <p>分かりました。いろんな意味でですね、多分ご苦労されて文字をおこされたんだと思います。わかりにくいところを中心に、手を加えたものです。</p> <p>当日の議論やそれから書かれてる内容は、大きく変えることはしないで、ちょっとわかりやすさの観点からそのような形で、修正したらなということ、いれてみました。</p>  |

|            |   |
|------------|---|
| <p>委員長</p> | <p>何かお気づきの点があれば、ご意見いただければと思います。</p> <p>誤字等については皆さんご確認いただきご意見等を出されたかと思いますが、その他に、特段何か主旨を変えているというわけではなく、読みやすくするために、委員がご提案くださったということです。これでいかがでしょう。</p> <p>はい。ありがとうございました。じゃ、これをもとにまたちょっと直していただければと思います。</p> |
| <p>区側</p>  | <p>修正させていただきます。ありがとうございます。</p>  |

(2) 諮問事項の検討（目黒区の独自措置について）

ア 開示請求に係る手数料【条例必須規定】

|            |  |
|------------|--|
| <p>委員長</p> | <p>では続きまして、議題の方に入って参ります。諮問事項の検討でございます。まずは、開示請求に係る手数料の検討から入って参りたいと思います。区から説明をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(区からの説明)</p> <p>はい。ありがとうございます。ただいまのご説明を踏まえまして、まずはこの開示請求にかかる手数料について、皆様からご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願ひします。</p> <p>では、委員から。</p>   |
| <p>委員</p>  | <p>先に結論から言っていきますと、まず1点目の、開示請求にかかる手数料の徴収部分は、これは検討のとおり、現行の通りですね、開示請求にかかる手数料については無料にしていくということが、やはりよろしいんじゃないかと思います。</p> <p>2点目の写しの作成費用の条例での規定なんですけど、これはやはり区民のわかりやすさの観点から、条例で規定が必要だと思ひまして、私は4点必要かなと思ひてます。1点目は請求手数料、先ほど言った開示請求にかかる手数料が無料であること。2点目は、写しの交付を行う場合には、その作成、それから複写費用等の実費を徴収するということ。3点目は写しの送付を希望する場合は、写しの送付に要する費用徴収をするということ。4点目はですね、今言ったように2点目と3点目の金額と納付の手続きにつきまして、これは目黒区規則で定めますよと、条例事項にする必要があるんじゃないかというふうに思ひてます。これらの内容を条例で規定すると良いんじゃないかというふうに思ひております。</p> <p>3点目のですね、写しの作成費用等に含める金額の範囲ということは、これはおっしゃるのように、できるだけ利用しやすい額とするよという配慮をするよということ、現在写しの作成費は複写機にかかる実費とする運用をされてますけども、情報公開条例との整合も取れており適切だと考えています。</p> <p>ただその実費の額なんですけどね。人件費等は含まないとしてるんですけども、複写機借り上げ代金と、複写用紙代というふうになってるんですけど、どうも複写機借り上げ代金をどのように算定したのかちょっとやや疑問があります。従って、その実費額がですね、</p> |

実費の範囲内という法の制限がございますから、きちんと実費を算定した上で、実費額を徴収していくという形が必要だと思えます。送付の費用につきましては、現行の郵便料相当額というのは、これは妥当だと考えております。

最後、支払い方法につきましては、これ区民の利便性を高めるための制度導入、当然検討していくことが必要だと思えますけれども、現行では多分条件が整っていないんじゃないかなと。そういう、現行の状況を考えますと、現行の方法で、今のところは仕方がないんじゃないかと。ただ、ご意見にありましたように、全庁的な納付制度との関連になりますけれども、区民の利便性を高める方向での取り組みは積極的に取り入れていくということが必要だと思えます。これは個人情報保護制度というよりも、全庁的な収納制度の問題だと思えますけれども、どんどん積極的に、収納制度が変わったら、個人情報保護制度も変わっていくということが望ましいと思えます。結論からすると以上4点です。

委員長 はい。ありがとうございます。  
次の委員どうぞ。

委員 私も大体、先ほどの委員と同じような考え方なんですけれども、最後の支払い方法なんですけど、国の方がオンラインというふうに言ってるようなんですけれども、状況が整わないだけではなくて、オンラインだと、年齢的に、開示請求をするのに限られてしまうとか、不得意な方とかそういう人がいて、オンラインっていうところで、立ちどまってしまうということだとあれなので、積極的に進めるということも必要ですけども同時に、すべての人たちにとって使いやすいような、そういう形というもので、支払い方法についても、両方、ハイブリッドっていうんですかね、若い人はそっちでやりたいっていう人もいないので、両方置くというようなことがふさわしいかなというふうに思ってます。

委員長 目黒区でこの電子納付っていうのはどれぐらいできそうですか。

区側 よろしいですか。できそうというのはこれからというか、今現状のご説明でしょうか。

委員長 はい。

区側 現状のご説明ですと、戸籍の窓口ですと、戸籍の証明の手数料でSuicaですとかPASMOですとか、交通ICカードでの支払いを昨年度からやり始めたというところで、それと税や国保のスマホでの納付も、昨年度やり始めたというところでして、キャッシュレスの納付を目黒区も遅ればせながらようやくやり始めたというところでして、まだまだ現金が主というところなんです。今年度からですね、いわゆる出張所での取り扱いを試行的に一部始めます、これから。

というような今、目黒区は状況です。

委員長 ありがとうございます。そうすると委員の方々がおっしゃるように、目黒区が大分取り組みをしているという段階であれば、この納付方法について、条例の中でキャッシュレスの部分も書いていいかなと思ったんですが、PASMO等の導入が始まったばかりというのでは、条例に入れ込むにはまたちょっと時期が早そうですね。どれだけ導入するにもお金の問題があると思えますので、このためだけに一気に入れられそうですか。

|     |   |
|-----|---|
| 区側  | よろしいですか。  |
| 委員長 | はい。   |
| 区側  | まだですね、昨年度からか庁内でもキャッシュレス決済というような検討を、関係の職員が集まって、会議体を作ってですね、いろいろ始めているというところの状況なので、まだまだどんどんキャッシュレス化しているところまでは至っていないような状況です。   |
| 委員長 | <p>だとすると、ここは、今回の次の検討課題として引き続き検討というぐらいにしておいた方がいいかもしれませんね。</p> <p>なので、納付の原則は今まで通りというのを維持しつつ、現行でもし、例えば、先ほどあったようなＩＣカードを使った支払いとかを窓口でできそうなら、そういった個別のやり方ですよ、現金以外の支払い方法については別にこれを定めるとか、そういう書き方で、何かできるのであれば、そうした方がいいでしょうし、それが難しいようであれば、委員がおっしゃったように、とりあえずそこは外しておくというのは一つかなと思いました。</p> <p>コピー代１０円っていうのは、実際町でコピーとると大体１０円ですよ。だから、まさに人件費とかが考慮されてないということで、大量にこういうのを取りに来る人はいないだろうという、前提があるから、何とかなるとい感じなんじゃないかな。</p>  |
| 区側  | そうですね。はい。実際の複写費用がいくらなのかという点については、契約１枚当たりの契約単価を見て、積算をしているという状況です。  |
| 委員長 | はい、であれば。私なんか、公務員の方が働いているお給料はすごい安いと思っているので、こういうのにもちゃんと入れた方がいいんじゃない。国会図書館でコピーとると、著作権料含めてすごい高く取られるので、それで１０円は安いかなと思ったんですが。そこで目黒区だけちょっと突出するわけにもいかないの、特段区の方で、この値段でやっていると、この金額ですと、ちゃんと説明できるようにする必要があるだろうなというのがさっきの意見なんですけど。ちょっと疑問があって、コピー機の借り上げ代金が入りますということですけど、この業務のために借り上げしてとは思えないんですよ。そうだとすると、さっき委員長さんがおっしゃったように、１枚いくらですよっていうそういうリースの仕方が確かあったと思うんで、それだといくら出てるんですが、今の現在の状況だと、１枚１０円はしないと思うんですよ。だとすると、実務の面からいきますとね、説明がしづらくなるのかな。そうすると、先ほど、委員長さんおっしゃったように、別の人件費など固定する要素も入れて１０円というような説明もありうるのか |
| 委員  | ちょっといいですか。  |
| 委員長 | はい。   |
| 委員  | 東京都の条例を見てみたんですよ。そうすると普通のものは１枚１０円なんですけど、例えばカラーが２０円だったかな、なんか金額がだいぶ安かったんですよ。そうすると、東京都もたぶん実費算定をしてたはずなので、その辺で、目黒区さんの実費の算定が、この金額ですよと、ちゃんと説明できるようにする必要があるだろうなというのがさっきの意見なんですけど。ちょっと疑問があって、コピー機の借り上げ代金が入りますということですけど、この業務のために借り上げしてとは思えないんですよ。そうだとすると、さっき委員長さんがおっしゃったように、１枚いくらですよっていうそういうリースの仕方が確かあったと思うんで、それだといくら出てるんですが、今の現在の状況だと、１枚１０円はしないと思うんですよ。だとすると、実務の面からいきますとね、説明がしづらくなるのかな。そうすると、先ほど、委員長さんおっしゃったように、別の人件費など固定する要素も入れて１０円というような説明もありうるのか   |

など、今ご意見聞きながら思ったんですけど。本当のコピーの必要な実費だけでいくと、本当に10円、100円するんでしょうかと、そういうところを説明できるようにしておかないと、法違反になってしまうんじゃないかというところが気になると思いますね。

区側　　そういう意味では、今回の法改正に合わせて、積算単価が正しいのかというところは、もう1回区としても、積算をし直すべきという認識のもとに対応はしていきたいなと思っ  
てるところです。

委員　　そうしていただければよろしいかと思います。

委員長　　こういうところでも、きちんと透明性を担保して、区民の方から根拠を示して説明して  
欲しいと言われた時に、きちんと説明できれば、それに越したことはないと思いますので、  
よろしくお願いします。

委員　　キャッシュレスの話があったんですけども、先ほど、Suicaとかの話でしたけど、  
それ以外の他社のカードはキャッシュレス中には含まれてはないんですよ。それは別な  
んでしょうか。

区側　　先生おっしゃったのはクレジットカードですか。

委員　　はい。

区側　　クレジットカードはもう以前からやって、導入されています。

委員　　そうですか。

委員　　でもあれですよ。何かパソコン等でこうウィンドが出て、そこにクレジットカードを  
入れ込むとかっていうことではなくて、窓口で払うときにクレジットカードを使うって  
いうそういう意味ですよ。

区側　　クレジットカードにつきましては、税金ですとか、そういったものを払う時に、ご自身  
のご自宅のパソコンですとかからお支払いがいただけるっていうことで、窓口に行ってカ  
ードをとおすとかそういうことではないです。

委員　　そうなんですか。わかりました。

委員　　先ほど先生方がおっしゃっていたとおり、基本的にはこのままで大丈夫かとは思って  
おりまして、やはり、コピーってのは、この条文にもあったように、むしろ資料をもらっ  
てるのは反対給付としての、民法上の効果として発生するものだろうから当然払うべきだ  
らうという前提で、賛成でございます。

品川区が何か閲覧の300円とっているという、それはもともとそうしているというこ  
とで、そのまま踏襲されているということで、他の区はほとんどされてないよというこ  
となんですかね。

|     |   |
|-----|---|
| 区側  | そうですね。資料2-6のですね、項番4に記載の通り、現在の制度運用において閲覧手数料300円を徴収しているということでございます。今回の法改正に合わせてその部分を見直すかどうか、まさに今検討しているという理由でっていうことでございます。  |
| 委員  | 閲覧の手数料というのは、具体的には、その閲覧の申請書を受け取るっていうことで手数料が発生するかしないかっていうことを考えるってことですか。   |
| 区側  | そうですね。国としての手数料は、申請書を出した瞬間に、はい300円ですっていう状態ということですね。そのあと国は、コピー代とかはその300円の中に含まれてますので、複写代はもらわないと、そういう流れでございます   |
| 委員  | ちょっといいですかね。   |
| 委員長 | はい。   |
| 委員  | 実は後ろとも関係するんですけども、国でいう行政文書1件ごとに手数料をとるとして、行政文書1件ごとっていうのは何を指して1件ごとと言ってるんですか。ちょっとこれわかんなかったんですよ。本当に文書1枚でやるのかな。   |
| 区側  | ひとかたまりって概念ですね。この1件とかいう感じで。  |
| 委員  | まとめて請求1件という考えでいらっしゃる。   |
| 区側  | おっしゃるとおりです、はい。  |
| 委員  | そこはね、ちょっと法律の規定の仕方ってよくわかんなかったんですね。行政文書という一つ一つの文書を行政文書って普通に言いますよね。だから、そこはよく規定するときには整理していただきたい。例えば個人情報保護条例の中で開示請求があると、対象行政文書っていう言い方が一つ一つの文書にされますよね。ところが国の行政文書1件ごとっていうことが、今のご説明で請求1件ごとだとそれはわかるんですけども、行政文書1件ごとになっていたんで、かなり制度としてですね、運用が無理だろうと思ってたんですよ。だから、今おっしゃったように、請求1件ごとという趣旨であったなら分からないでもないです。でもそうなると、300円というのは本当に、ある程度大量になった場合には、当然実費が全然足りないということになるわけですよ。 |
| 区側  | おっしゃる通りですね、請求の仕方によって300円じゃ全然足りないといったケースも出てくる。   |
| 委員  | 行政文書1件ごととなっているところ、あとで出てくるその請求用紙の書き方のところですね、行政文書を特定しろって書いてあります。だから行政文書はそれぞれの文書のことをいうのかなと思ったら、今の請求1件だとすると、一致しないんですよ。だから、ちょっとおかしい規定だなというふうに思うんですね。非常にわかりづらい。それなので、先走っちゃうと、区の方がいいんじゃないのと実は思ったんですね、区の今やってる方が。こういうものを欲しいんですといえる形の請求をして、それで後で特定していくと。それ  |



で、特定したものについて、何枚あったから、写しが必要だったら幾らですよと、こういうステップを踏んでいくわけですね。国でやるのはもう初めに決めなくちゃいけないから、ちょっとどうなのかなと思ってたんすけどね。すいません。ちょっと先走りしましたけど、行政文書1件ごとってというのがよくわかんなかったんですね。言っている意味が。今のでいくと請求1件ごとということであれば、理解できます。

委員長 ちょっと余計なことなんですけど、ものすごい物価高が進行しつつありますよね。紙のほとんどが輸入に頼ってるんですけど、値段はある程度このままでいけそうですか。

区側 そこら辺が気になりまして、最近の動向を見ましたが、多少は上がってきてはいるんですが、誤差の範疇っていう形ですかね。何とか10円の範囲内でいけるかなと見込んでいます。ただ状況は変わるんで。

委員長 他にはいかがですか。

委員 はい。資料2にある告示なんですけどね。区の告示というのは、検索なんかはできるんですか。検索できなかったんですが。さっきちょっと説明省いちゃったんですけども、条例事項で実費と送付の費用を取るの、規則事項にするべきと言ったのは、やはり告示でやると、区民がわかんないだろうと思ったんですよ。だから、区の規則で規定すれば、例規集がホームページで見れますから、それで見ることができるだろうと。規則であれば、東京都は条例事項にしてるんですけど、規則事項にしておけば、改正が比較的柔軟にできるということもありますので、先ほど委員長さんおっしゃったように、物価高の時そうなったときの実費の考え方が変更されるような場合にも、規則がいいかなと。告示だと全然区民がアクセスできないでしょうと。条例だと改正手続きが硬すぎるということで区の規則で規定するというのが妥当なんじゃないかなと。そういう意味で、さっきの条例事項の4点目で入れたというのはそういうことなんです。わかりました。やっぱり告示はアクセスできないですよ。私探したんですが、見当たらなかったの。はい。わかりました。

委員長 改正があった時、区民がその情報がわかったほうがいいので。かといって、委員もおっしゃるように、実費を知らせるそのためのだけに条例改正をするというのも、不都合がある。これはその通りですね。その一部を改正するためだけに頻繁に条例改正をしなきゃならないというのは、ちょっとあまり合理的ではないですね。

委員 1つお聞きしたいんですけど、現行の開示請求についての支払い方法で、納付書による支払いというのが一つあると思うんですけど、その場合っていうのは、実際の実費以外に何か手数料というのがかかるんでしょうか。

区側 かかりません。1枚10円という請求書っていうか、納付書が届いて、それで納めていただければ、それで。

委員 その納めるのは、コンビニとかで納めたりとかできるものになってるんですか。

区側 今はコンビニはできなくてですね、金融機関か区の窓口ということですね。

|     |   |
|-----|---|
| 委員  | そうすると金融機関で費用がかかるということになるんですか。   |
| 区側  | いえ、それはかからないです。券面の額だけで。はい。   |
| 委員長 | 納付書送る時の送料は、また別に徴収するんですか。それもかからないですか。  |
| 区側  | それもかからないですね。開示決定通知書と一緒に納付書を送る形になります。  |
| 委員長 | それで費用をかけないようにする。  |
| 区側  | そうですね。はい。   |
| 委員長 | 皆様の意見をまとめてみますと、開示請求にかかる手数料については、閲覧手数料のようなものは取らない、無料でよい。写しを作成するにあたって、実費それから郵送料の徴収を行う。それについては、区民に知らせるために公表した方が良いけれども、それは条例ではなく規則で定めるという形にした方がいいのではないかと。いうところが今のところ、皆様と合意が取れたのはこのあたりということかと思えます。いかがでしょうか。この点についてはそういう方法で、区の方でもまとめてもらおうということですね。ありがとうございます。 |

#### イ 条例要配慮個人情報【条例任意規定】

|     |   |
|-----|---|
| 委員長 | <p>では、次の検討事項にまいります。次はイ、条例要配慮個人情報【条例任意規定】の部分についてでございます。区から説明をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(資料により説明)</p> <p>はい。ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらよろしくをお願いいたします。</p>  |
| 委員  | よろしいですか。  |
| 委員長 | はい。   |
| 委員  | <p>私の意見ですが、まず1つ目の改正法の要配慮個人情報と区の条例の収集禁止事項の比較なんですけど、これ書かれた通り、区の規定してる収集禁止事項がすべて改正法の要配慮個人情報に含まれると、これはもうその通りじゃないかと思えます。改正法の規定によって、新たに病歴、犯罪により被害をこうむった事実、政令で定める記述等が追加されるということになるわけなんですけど、これは内容検討しますと個人情報保護制度上、特にこれが加わったからといって、区の個人情報保護制度を後退するというじゃないんじゃないかというふうに思えます。これが1点目ですね。</p> <p>2点目の条例要配慮個人情報の整備の要否についてなんですけど、これは何よりも、まずは、改正法に規定するその地域特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別偏見</p> |

その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する、そういう個人情報に含まれる記述というもの、これに該当するものがあるのかないのか。これをしっかりとですね、存否を確認する必要があるんじゃないかと。その上で判断すべきじゃないかと思いませんか。ちょっと書かれてるように、何かあったとしても云々って書いてあったんですが、やはり条例要配慮個人情報に位置づけるって明確にすること自体は意義があると思うんです。一つはここにも書いてありますけど、個人情報ファイル簿で収集、保存、保有が明らかになるということですね。それと二つ目とすると、区の個人情報保護に対する意識姿勢、これがやっぱりちゃんとしてるなというのがわかると思います。三点目とすると、ちょっと似てますけど区の人権擁護に対する意識姿勢、これも出てくると思うんですね。やっぱりそういう観点を考えますと、条例要配慮個人情報があるのかないのかしっかり確認して、あるのであれば、条例要配慮個人情報として規定していくということは意義があるし、やるべきじゃないかというふうに考えております。検討の結果、例えば収集禁止事項等、改正法によって追加される部分ですね、それ以上のものはないよというのであれば、当然のことながら要配慮個人情報は必要ないというふうになりますけども、もしあるんだったら規定した方がいい。検討したその時にはなかったとしても、ここに書いてありますように、存否の検証は、今言ったように、条例要配慮個人情報を規定していくことは意義のあることだと思いますので、その存否の検証は不断に行いまして、現段階で存在しなくても出てきた場合に、区がその存在を認知した段階で、規定していくということが必要だというふうに私は考えております。

委員長

はい。ありがとうございます。地域の特性というのがわかりづらいんですね。このペーパーにもあったように、ありうるとしたら、渋谷区・世田谷区が先陣を切りましたけど、LGBTのパートナーシップ制度の導入に伴い、法律で婚姻をしているわけではないけれども、婚姻している人と同じように、区としては扱っていきますよというときに、この人たちの関係を証明する記録を作るはずですよ。そうしたときには、区の個人情報収集に関わってくるので、やはり、要配慮個人情報には入ってくる。ただ、目黒区では、同性パートナーシップ制度の公的承認に関する陳述が議会で不採択となりましたのが、区としてまだ制度としては入れないけれどもこういうところで示すというのは、目黒区なりの見識を示すということ、委員がおっしゃったように、目黒区なりの人権意識は区としてはちゃんとありますよというのを、示すことには繋がるんじゃないかと思えます。

委員

1ついいですか。

委員長

はい。

委員

実はそのパートナーシップ制度。本当に条例要配慮個人情報に馴染むのかってちょっと気になったんですけど。というのは、証明書を出すということは公にしていくわけですよ。だから公にすることを目的とする制度なので、それが条例要配慮個人情報になるんでしょうかという気がしたんですよ。いや、すいませんちょっと横に逸れてしまうんですが。

委員長

確かにそこは難しいですね。

委員

証明書を出していくことは、私たちはそういう関係なんですっていうことをですね、オ

オープンにしてしっかりと対外的に、公証力も持たせてくださいよと、こういう制度ですよ。そうするとそれを、どんどん出していくことを、ご本人たち望んでるんじゃないかなっていう気がしたものですから。これ書いていただいたんですけど、これって条例要配慮個人情報に馴染むのかどうか、ちょっと実はわからなかったんです。そこところが。オープンとすることを目的とするものが、条例要配慮個人情報なんではないかな。よくわからなかったんです。これは実は結論はわからないんです。ちょっとクエスチョンマークです。

委員

多分、おそらくLGBTとか、事実婚とか、そういうところが世界的に見ると、日本がちょっと遅れているんじゃないかという意識をもっておられる方がこられて、できるだけこういうのを国が認めないのであれば、区の方からその人権意識を含めて、この記載をして、要配慮個人情報の中に入れていくっていう意識で考えると、要配慮個人情報という記載されてることによって、区が意識を持ってるっていう評価にはなるかもしれないけど、委員がおっしゃるように、どうせ証明書により発行されていくという点でいくと、オープンなってるわけだからあまりに保護する必要ないんじゃないかっていう意識もあるけど、今の現状からいくと、やはり少数区のように思っているので、記載されるということは、配慮の一つとして見ることもできなくはないのかなとは思ったりしてるんですけど。そこはちょっと、どう捉えるのかというところが難しい。

区側

これは、タスクフォースの方でもLGBTに関する事項としか言っていないくて、パートナーシップそのものを取り上げているのではないと思うんです。オープンにしない人の、内に秘めた状態の中で、何か配慮しなきゃいけないっていうことがあるんじゃないかという視点なのかなっていう気はいたします。

委員長

あと、戸籍との関係で、現行の戸籍法上は性自認が異なる場合に、一定の要件、外科手術等の身体的要件等を満たせば、戸籍の変更を認めていると。そうするとパートナーシップ制度とかと関係なく、その性自認の問題で戸籍の件で相談に来た記録とかっていう形での、LGBTに関する個人情報の収集ってことはありえますよね。そういう意味ではそのLGBTに関する事項、パートナーシップ制度の話抜きにしたとしても、収集する可能性のある以上、要配慮という形で入れることの理屈はできそうな気がしますけれども。

委員

あと一つお伺いしたいことがあるんですけども、改正個人情報保護法の方では病歴っていうのが入ってるんですが、現行の区条例では、病歴に関する収集っていうのはどれに該当するという形で扱ってるんでしょうか。

区側

資料3の6ページの記載の部分かと思えますけれども、改正個人情報保護法で④番で、下線が引いてございます。現在の区の条例規定では収集を禁止する事項には入っていない。行政として、必要があるならば、病歴も収集した上で、まず相談等に応じるということが現にございますので。そういった今違いがある。

委員

なるほど。そうするとそれは、区の条例の中には入れないっていう。

区側

今は入ってないんですが、改正個人情報保護法で、病歴は要配慮個人情報の対象になってくるんですよ。

|     |  |
|-----|--|
| 委員  | だからこれを示す、言葉を入れる必要があるんでしょうかね。   |
| 区側  | 法律そのものに記載がされる形になってますので…  |
| 委員  | 法律に戻っちゃう。  |
| 区側  | そうですね。   |
| 委員  | そういう形で考えればいいと。   |
| 区側  | 当然区もこれが適用されるというところでございます。  |
| 委員  | なるほどね。   |
| 委員  | 病歴っていったいどういう病歴のことをいってるんですかね。   |
| 委員長 | 今おそらく差別の問題に繋がってくるので。例えば、精神病に罹患していたとか、それからハンセン病との関係での人権侵害も続いてましたし、最近だと新型コロナウイルス感染症に罹ったってということで、バッシングを受けたりとか、お店に店を開けるなって貼紙されたとかってというのがニュースになりましたよね。そういう意味で、感染力が強い、弱いとかと関係なく、一定の病気にかかったってこと自体が偏見をもたらしているケースもありうる。ただ区から説明があったように、法律に書かれてる話の方は、区条例で書く必要がないと。            |
| 委員  | なるほど、そういう考え方でいいんですね。合わせるってということではなくね。  |
| 委員長 | 区独自のこととして何か書く必要があるだろうか。国のタスクフォースの方からの例として、例えばLGBTの話が出てきたというので、そのあたり目黒区がパートナーシップ制度をとっていないので、仮に入れた場合でも、パートナーシップ制度の場合だと、区がパートナーシップを認めるって形で証明書を出す形になりますから、そうするとLGBTに該当する事項として他どんなものがありうるだろうかって言う話でちょっと、行き詰まったところでは。  |
| 委員  | そのLGBTを考えてみたんですけど、それって地域の特性その他の事情に応じて、になるんでしょうかと。目黒区の地域特性なんですかという。その要件が難しいんじゃないかと思うんですよね。だから、何が条例要配慮個人情報に当たってくるんだろうかと。すごく難しいというか、かなりきちっと、そうしないと、難しいのかなというのが、思いました。LGBTって書いてあったんだけど、これって、目黒区固有なのかっていう感じがどうしても出てきちゃうんですよね。もうそれってもう日本中が全部じゃないですか。そうした場合は法令事項のはずなんですよ。 |
| 区側  | 人権所管課ともこの間数回を話して、この問題どうするかというところで、まさに委員が、地域の特性って何だっというところで、やっぱり、う～んっていうのが正直なところでは。   |

|     |   |
|-----|---|
| 委員  | これはあれですかね、議会で目黒区が承認した場合に、ここに記載していくということが基本になるってということですかね。   |
| 区側  | それもありますし、条例要配慮情報として、載っていない方がいいんじゃないかっていうことであれば、それはその部分だけ入れないってということもあります。パートナーシップやったからすぐに載けるとか、そういうことではないと思います。   |
| 委員  | 議会が認めてない場合には記載するのは、やはりちょっとおかしいということになるのでしょうかね。議会とは無関係に記載していくということが、この特性のところ、どうなんですかね。ちょっと、目黒区の特性として、地域の特性として考えるってことは議会で承認されてるってということが、特性として認められれば記載していくってことあり得るが。議会が承認してないものを記載していくっていうので、ちょっと躊躇するっていう。そういう部分を考えて時にやはりどうなんですかね。ここだけ1人歩きしていくことが地域の特性として規定していいのか気になったんですけど。 |
| 委員長 | パートナーシップ制度を導入してる区であれば入れることも考えられますけども、でもそうすると先ほど委員がおっしゃったように、すでに公表前提と規定しているものを特段の配慮っていう話になるかと。   |
| 委員  | 公表って誰に対して公表するんですかね。世の中ですかね。証明書を発行するって言ったって、それをみんなに見せてまわるわけじゃないですよ   |
| 委員  | 持ってる方が、結局それを示していくことを、前提としての制度になっていると思うんですよね。私は思ったのは、隠すものじゃなくて、その証明によって、ある程度、2人の関係を公に認めてもらいたい。そういうための制度かなと思ったんですよね。  |
| 委員  | 何かちょっと出てた例として例えば都営住宅にカップルとして住めるとか、こういうときに、そのパートナーだというふうに、区が認めてくれている。なので、パートナーとして区営住宅を利用したりとかっていうと、そのところでは使うけど、対外的にどこでも、私たちパートナーなんですっていうことを表示する必要はないのかなと思うので。やはりそういった意味では、要法定っていうか要配慮性あるのかなと思ったんですけど。  |
| 委員  | そうですね、就職やなんかのときにね。この人はどういう、性的指向があるのかとかっていうことを収集するっていうようなことを、する企業があつたりしてはいけない、ということになるかと思うので。  |
| 委員長 | 先生方がおっしゃるように、それが目黒区の地域特性の話かという点は確かに、委員がおっしゃるようにパートナーシップ制度が導入されてるのであれば、書きやすいと思うんですけど、目黒にはそういう制度がないので、その中であえて書くことで、その条例の運用場所を巡って、トラブルっておかしいんですけど、区の運用がうまくできないようではちょっと困るわけですよ。   |
| 委員  | 当然、条例要配慮個人情報にならなくても、一般的な個人情報として、その取扱いは厳格にしなくちゃいけないという、その前提は当然あるわけですよ。それのほかに、そう  |

いう特別な取扱いをする必要が地域の特性に応じてというのが、非常に難しいかなと気がしています。

もう1点気になった点が、資料の3-4のですね下の方の、参考資料の1、タスクフォースにおけるその例示で、一定の地域の出身である事実って書いてあるんですけど、これは気をつけた方がいいなと思いますね。やっぱり一定の地域の出身って、一定の地域って何かってというのは、それを行政が示すことは、要は問題ある地域、そういうことを特定することになりますので、また人権の問題から、大きな問題が生じますのでね。だから、何でタスクフォースが、こういうこと言ってるのかってというのは、そういう点では理解できないんですね。この一定の地域の出身なんていうのは、もう絶対言っちゃいけない話だと思うんですね。ですから、これは区としては、検討しなきゃいけないんじゃないかと私は思います。

委員長

考え方によっては、さっきのLGBTの問題も、全体の問題として捉えるのであれば、従来の思想、信条、宗教というようなところに関わるところでもあるので、元々区としても収集禁止しているような話だと。今までのご議論を聞いてて、個人的には、何か差別を許さないという姿勢を示した方が良いとは思いますが、現行の要配慮個人情報、改正法の中でも含まれる情報に該当するので、目黒区の地域特性というわけでもないから、そこだけ取り出してというよりは、差別を許さない姿勢を出すというのと、現行のこの個人情報保護法に基づく個人情報保護条例というのは、まさに、自治体として個人情報保護を法に基づき、どう実務に落とし込むかっていう条例でしかないもので、そこにあまり余分なものを入れ込むことによって、個人情報保護実務に支障が出るのは好ましくないなとちょっと思いました。なので、現行法の基本部分に収れんさせて解釈できるものはそこに入れておいたままにした方がいいのかなと。改正個人情報保護法2条3項でLGBTの問題も元々入れられるんじゃないかと考えれば、区の条例の中であえて書かなくてもいいのかなと。

委員

ここは多分入らないんじゃないですかね。信条、思想とかではないと思うんですが。

委員長

性的指向の問題。そうするとやっぱり定めなきゃいけないって話ですか。

委員

少なくともここには入らないんじゃないでしょうか。本質的な問題みたいな判定なので、自分でそれを選択してるわけじゃないとか、何かよくそういう議論ってよくなるんですが。

委員長

性自認の問題はそうかもしれないんですけど、パートナーシップ行為が、同性婚をしたいとかっていうあたりは、それぞれのその人達の考え方で難しいですね。私自身もそういう立場ではないので、わからないという部分ではありますけど。

委員

でも多分、同性を愛するとか、それって信条ではないんでしょうか。

委員

信条っていうと確かに違和感は覚えます。でも、それで言い出すと、じゃやっぱりその他ということを書かなければいけないのかという。

委員

憲法の第24条に婚姻行為は男と女っていうところが、国の骨格として、それが想定

規定だといっているところに、パートナーシップとか事実婚とか、その他の、そういうカップルの主張がこう出てきたときに、国としては、原則を守り突っ込んだと主張してるところ、いやそれ以外の生き方もあるっていうことを、その信条の中に、組み込むということが、今の憲法のところでもの議論になりやすいかなと思っていて。それで特別区の中で一部、そういう人たちがいるので、生き方として認めてあげるっていう、そこが地域の特性、さっき言ったように議会で承認という前提の元とは思うんですけども、その辺がどういう風に見ていくのかとか、あった方がいいのかどうかというところ。入ったら入ったと思うし、生き方っていう点では、ただ私はそういう生き方をしてくて、考えているので、それ信条の中にもという、どう解釈するかにもよるかなと思ったりして。

委員長 最終的にはその地域の特性に応じたっていうところですよ。これで本当に書きこんで区が上手くやれるんだったら、諸手を挙げて賛成してしまうんですけども。

委員 特性と呼ぶには、先ほどお話しして、なっていないんじゃないかな目黒区は。という感じがして、結果記載することの方が、例えば問題が生じないのかなというところで。

委員 現行でいいですよ。

委員長 じゃ、ちょっとこの点について、大分委員方からご議論が出ましたので、まとめていくと、目黒区としては、その地域特性に応じた要配慮個人情報新たに追加するところまでは現状ないだろうと。タスクフォースが挙げているようなものの中には、むしろ目黒区としてあげない方がいいもの、いわゆる特定の地域の問題であるというところになるんで、現状では、法令の元に運用するのが良いだろう。他区のように、パートナーシップ制度等を導入することが決まった時に、要配慮個人情報のところにLGBTの問題を取り込むことを改めて検討するという方がよさそうなかんじですね、委員方のご意見を伺っていると。ちょっと何かこう、議会対策みたいな話になってきちゃいますけど。

委員 今小委員会の中では、そういう結論になると思うんですが、一番初めに言ったように、区が再度しっかりと本当に条例要配慮個人情報に該当するのがあるのかないのかしっかりと、検証していただくというのが大前提かなと思っております。ここで結論出たから、じゃあしませんとことじゃなくて、ここではそういう議論だったけど、もう一度しっかりと、本当に必要があるかどうか検討していただければなと思います。

委員長 そうですね。結局この場でも、法が言っているところの、その地域の特性に応じたっていうところが、ちょっとここでは見えてなかったのも、もしもう一度精査をしてそういったものがあるようなら、それは条例に入れ込んだほうがいいのは当然なので。ただ、このタスクフォースが例に挙げてきたものに関しては、目黒区としては今の段階で、あまり立法化する必要までは意見としてまとまらなかったということですね。ありがとうございます。またなかなか難しい問題がはらむんですね。私もいろいろ勉強になります。



ウ 個人情報ファイル簿の以外の帳簿の作成・公表【条例任意規定】

|     |   |
|-----|---|
| 委員長 | <p>では、続きまして、ウ 個人情報ファイル簿以外の帳簿の作成・公表を、条例任意規定の部分について、ご説明をお願いいたします。</p> <p>(区から説明)</p> <p>はい、ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、皆様の方からご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。</p>  |
| 委員  | <p>はい。5項目について意見をお伝えいたします。検討事項の4(1)ですね、改正法における個人情報ファイル簿と区条例の個人情報登録簿との比較ということなんですが、この資料の方では網羅してると言っているんですが、私の見る範囲は網羅していないと。例えば国のファイル簿の単票は、区のファイル記録表より詳しいんですけども、業務の名称等がないということであります。また区の業務登録票と比べても記載されていないものがあるということは、網羅はしてないんじゃないかと。従って何かで補わなければ個人情報保護制度の後退となりかねないという心配がありますよというのが、比較についての考えです。</p> <p>2点目が、個人情報ファイル簿以外の方法による作成・公表の可否ということなんですが、これは個人情報の適正な管理、それから個人情報開示請求へのより適切な対応の観点から、区の現行のその制度ですね、個人情報業務登録票を維持して、ファイル記録表を個人情報ファイル簿の単票に置き換えて、それで両者を合わせた、個人情報登録簿を作成公表するという形ができるんだったら、これが一番いいのかなというふうに思っております。ただ、国が認めるかどうかということなんですよね。そういうような、ファイル簿を作らないというやり方を認めるかどうかということと多分認めない可能性が大きい。個人情報ファイル簿の作成公表が必須だということになりますと、検討にもありますように、個人情報ファイル簿のみといたしまして、組織別業務別に編綴したり目次を作成するなど工夫して、管理や検索を容易にするような対応を図る。こういうような形の対応をすれば、妥当な形になるんじゃないかというふうに考えております。やはり国の制度の範囲内ですから、ファイル簿を作成せざるを得ないとなりますと、区が検討されたような方向性がやっぱり妥当かなというふうに考えております。</p> <p>3点目の個人情報ファイル簿作成の適用除外の可否ということなんですが、これは本当は適用除外を認めないことが望ましいと思います。ただ、ここについても、改正法の全国統一ルールということで、その適用除外を認めないということが認められないということになれば、適用除外していくしかないんじゃないかということで、これはもう、全国統一ルールということで、どうしても行政は改正法には反することはできないんじゃないかというふうに思います。</p> <p>4点目の個人情報ファイル簿作成の下限の変更の可否、これについては区の検討に賛成です。やはり下限を設けないですべてを対象として個人情報ファイル簿を作成公表すると。これがいいと思います。こうすると実務をかえってやりやすくなると思いますし、それとやはり、職員の情報秘匿の意識が排除できるということに繋がりますので、やっぱり区の結論でいいと思います。</p> <p>5点目ですね、1年以内に消去することとなる個人情報ファイル簿の取扱いも区の検討に賛成です。やはりこの1年以内に消去することとなるものだけのファイル簿について</p> |

も、作成公表していくことが良いと思います。これも実務がしやすくなるという点と、先ほどの短期保存のような情報に対しては意識は軽く考えがちなんですけども、そういうものに対してもしっかりと意識が職員に維持できるという点からも大事だと思いますので、区の意見に賛成です。

委員長

はい、ありがとうございます。検討事項のところであげてもらった4と5に関しては、法令上のこういう対応して差し支えないという回答はいただいている。

区側

おっしゃる通りです。

委員長

やはり私自身も4と5に関しては、現行も実際そうですね、細かい数字が積み上がって行って、急に数を超えたから帳簿を作りますっていうのもおかしいので、最初から下限を設けずに作っておいた方が運用しやすいと思いますし、ある程度1回限りだからってそこで収集したものを何も作らないというのも、おかしな話なので、これは委員おっしゃったように、職員の意識づけっていう点でも、これはちゃんと設けていいんじゃないかなと思います。

2は、やっぱり委員と同じで引っかかる場所ですね。これはちゃんと確認した方がよさそうな気もするんですが、ただ今まで長年この体制でやってきて、新しい制度ができましたから、帳簿をもう1個作って、ファイル切り分けて管理やってくださいというのは、多分初めのところの作業が膨大になりますよね。一度できてしまえばいいんでしょうけど、そのスタートのところ、大分負担がかかるのを避けたいっていうのはわかります。ただ委員がおっしゃったように、これを法令上国が許さないという態度でいるのであれば、目黒区がやりたいと言っても、目黒区の条例が法令違反だと言われてしまうと話にならないので、ここはやはり確認を取った上で、負担にならない範囲でそういう体制をとることも、法は許しているという回答が個人情報保護委員会なり、国のガイドラインなどで得られるのであれば、区の検討の方法が望ましいだろうなあと思います。このあたり、結局情報ってありますか。

区側

特段Q&Aでもそこらへんの記述はないですね。

委員長

これも各個人情報保護条例をもってらっしゃる自治体ごとに運用自体がほぼ決まっていると思うので、おそらく問い合わせも皆さんされているかと思います。ここは一度、国の方に問い合わせをしてから決めた方がいいかもしれませんね。

1のところも、実務課としての経験を踏まえてしっかり精査しろということですので、この対照表を踏まえて、もう一度細かく見直しをして、その上で必要なところですね。

委員

業務の名称がないんですね。業務による検索ができないというのがこれの問題だと思うんですね。ちょっと国のやり方が、よくわからないんですね。この単票を集めたものにするんだと思うんですけど、その中でどうやって検索できるんだと。全く理解できない。国が考えているのがどういうイメージなのかなっていう。そういう意味では区の方法の方がまだいいかなと。区の方も実際よくわかんないところもあるんですけどね。

委員長

個人的な感想として、目黒区は同じ実務を担うので、もう長年こういった実務をうたって実績を積んでやり方のフローを考えてるだけ、各自自治体の方がわかってるんじゃないか

っていう気はするんです。ただ、先ほどの2の話も、国が許さないって言われちゃうと、全部終わっちゃうので。ここはそういうことを許しているとは言っていないって言われてしまうと終わるので、何かで確認できるようにしたら。

区側 はい。業務名を足すことはおそらく問題はないかなと思ってますし、実務的に業務単位での検索というところはやはり、資料の4-5のですね、丸ポチ二つ目になりますけども、個人情報管理簿を業務単位で管理する方法というところで、インデックスをつけるなりすることで、同じ効果は期待できるかなというところで思ってますので、委員のご指摘のところは考慮して対応していきたいなと思ってるところです。

委員 それを考えると組織別、組織の中の業務別ですとか、そういう形に編綴して、それを検索しやすくしたら、かなりわかりやすくなると思うんですよね。

区側 区民の方が直感で探せるというところが大切だと思います。はい。

委員長 (3)のところも、これも法が想定してないことは、条例ではやはりできない、これは区で言っているようにするしかないかなとは思っています。委員の方々いかがでしょうか。

委員 概ね先ほど出た4番目と5番目については全く賛成でございます。個人情報ファイル簿作成の適用除外の可否ってのは、やはり、個人に関する事、特に安全に関する事なので、こういうのはやはり、公表するのはどうなんだっていう、国の方針になかなか逆らうことは難しいっていうところかなと思うんです。それはそうだって言うしかないかなと思ったりしておりますし、はい。3の適用除外の可否ところの、これは改正法で進めていくしかないのかなと思ってるんです。大方賛成でございます。

委員長 個人情報ファイル簿について、委員方のご意見を踏まえてまとめてみますと、これに関しては、概ね区の検討の方向でいいけれども、それが実現できるか、特に法令等の関係で実現できるかどうかをもう一度調べ直して、できるのであれば、この方向で進めていこうと。できないのであれば法に従って、制度の方に合わせる形にするということでしょうか。

区側 追加で、Q&Aが何回か出ているんですがその中でですね、現行条例において地方公共団体が作成している個人情報取扱事務登録簿、当区でいいますと業務登録簿になりますけれども、等を個人情報ファイル簿とは別の個人情報の帳簿ですね、を作っていくということ想定していると、当該登録簿を引き続き作成することは可能なんですけど、ただしその場合でも、改正法に規定された個人情報ファイル簿は作成公表する必要がありますと。結局個人情報ファイル簿は作んなきゃいけないですよっていうことなんで、二重管理しなきゃいけないっていうところが、Q&Aでは記載がありました。

委員長 そうすると、やっぱり単一管理っていうところは難しそうですね。国の想定としてはやっぱりファイルは別立てで、二つ作りなさいという発想なので、そうするとちょっと当初の業務量が増えるかも。

委員 面倒くさいですよ。

|     |  |
|-----|--|
| 区側  | そうですね。   |
| 委員長 | そこは委員方がおっしゃったように、検索のしやすさをいかに組み込むかということを考えて、後々の業務フローを減らせるよう、当初は法に従ってやると大変かもしれませんが、そこはちょっと自治体なりの工夫をしてもらって、やりくりするしかなさそうです。<br>はい、ありがとうございました。 |

エ 開示、訂正、利用停止手続き【条例任意規定】

|     |   |
|-----|---|
| 委員長 | <p>続きましてはエ 開示、訂正、利用停止手続き、これも条例任意規定ですが、こちらにつきまして、ご説明をお願いいたします。</p> <p>(区から説明)</p> <p>はい、ありがとうございました。一応、所定の時間をオーバーしてしまいましたけれども、残り2件ありますのでもうしばらく、検討進めていただいでよろしいでしょうか。申し訳ございません。</p> <p>それでは、この開示、訂正、利用停止手続きに関しまして、皆様の方からご意見、ご質問、コメント等ありましたらお願いいたします。</p> |
| 委員  | 1点確認させていただきたい。資料5-2の、上の方にある米印のところ、要は審査請求の手続きに関して定める場合の条例は、審査会条例によるということで、これは区の情報公開・個人情報審査会条例が該当すると思うんですけど、審査請求の手続きはそっちの方でやるから、本小委員会の対象外ですよってことで理解していいわけですね。   |
| 区側  | そうですね。はい。   |
| 委員  | わかりました。ちょっとそこんところが。ちなみにどういう条例改正するつもりなんですか、そっちの方は。即答できなければ結構です。  |
| 区側  | ちょっとこれから検討というところですね、はい。   |
| 委員  | 何か審査会条例ってそんなに大した規定がないんですけどね。  |
| 区側  | そうですね。  |
| 委員  | それをかなり詳しく書くのかどうかというのが、ちょっとよくわかんなかったものから。  |
| 区側  | 基本的には根拠法令が、条例から法に変わりますので、その部分はいじらなきゃいけないという認識でございまして。それ以外をいじる必要性はないのかなと思いますが、ただ審査請求に関する部分の記載が、改正個人情報法にはございますので、そことの整合性で変えなきゃいけない事項があるかどうかというところは別途、調査研究をするというこ  |

とです。

委員

基本的にはもう改正法の方に寄っちゃって、それになんかバッティングするようなどだけ直すようなそんなイメージですね。

区側

そうですね。はい。

委員

わかりました。はい。すいません、ちょっとここんところが対象外だっけというところがあるあまりよく分からなかったもので。諸手続きについては、意見だけ先にお伝えいたします。

まず1点目の、改正法と区条例の開示請求等の手続きとの比較ということで、表がありますので、表の通りなんだなというんですが、ただこの表よりも実は前もらった小委員会の資料0-1、こっちの方がすごくわかりやすいという気がしますので、もし議論を進めていく中で、ちょうど資料0-1の30ページから31ページ、これを見たほうが、何か比較がしやすいかなというふうに感じてますけども。このエッセンスがいただいた資料に反映されていると思います。④につきましては別紙の様式をつけていただいていますのでそれを見るとわかりやすいと思いますので、検討いただく時にそれを見ると、すごくわかりやすいかなと思います。ということで、各資料の通りですねというぐらいしかここでの意見はないんですけど。

問題なのは2点目以降なんですけども、2点目の開示、決定、訂正利用停止の短縮の要否なんですけど、これやっぱり区の議論の通りですね、やはり制度の後退をさせるわけにはいかないの、開示請求にあつては、請求のあった日から14日以内と、起算日が民法によるとのことですので、15日は14日にせざるをえないということで、開示請求のあった日から14日以内になる。訂正利用停止にあつては、19日以内になるというふうにするべきじゃないかと。

それで次の3のですね、開示決定等の短縮と決定期限の延長の要否なんですけど、これは決定延長についてはですね、改正法と同じに、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができるということで、これでよろしいんじゃないかと。法どおりで、よろしいのではないのでしょうか。それで現行の制度を後退させることにはならないと思いますので、決定延長につきましてはそれでいいと思います。

特例延長の再延長につきましてはですね、これちょっと問題があるんですが、結論から申しますと、改正法の規定をベースとしまして、期間だけは現行にとどめるということで、著しく大量であるためという要件をつけて、それで特別にそのすべてについて開示決定等することにより、事務の遂行に著しい支障が生ずる恐れがある場合、こういう要件をしっかりと入れると。相当の部分について、期間内に開示決定等をする。で、相当の部分以外の残りについてだけ、さらに30日以内と。法では相当な期間って言うんですけども、やっぱり、区の現行制度は30日しか認めてませんので、そのところはさらに30日以内ということで具体的な日にちを入れることが可能ならば入れた方がいいと思っています。訂正請求、利用停止請求に関しましては、仕方がないんだろうなと思ってるんですが、改正法にある特に長期間要すると認めるときという部分は改正法の規定に従わざるをえないと思いますが、期間は、さらに30日以内というふうにできればと思います。再延長で大事な点なんですけど、これにつきましては、区の方が同意を要件としてるんですね、再延長の時は。それが、つけられるのか、つけられないかということなんですけど、つけられるんだったら本当はつけた方がいいとは思いますが、多分認めてくれないんだろうと思

います、国の方は。同意を要件としたら、制度自体がちょっと、改正法と違ってきちゃうと思いますので、同意については認めないと思います。ただ、その同意について認めなかった場合ですね、同意についてなんですが、再延長の決定っていうのは、結局再延長した場合には、それを決定したときに通知しますよね。それって、行政処分になると思うんですよ。そうするとそれに対して、請求人が不服があれば行政不服審査法の道がありますので、だから全く請求人の意思が無視されるということにはならないので、同意がなくなったとしても、一応意思を表明して行動を起こせる道があるんだということで、法に倣っても仕方がないかなというふうに思ってるところです。もう一つ言いますと、特に開示請求の場合なんですけどね。開示請求の場合は改正法に従うことで新しくなるのは、著しく大量であるためそのすべてについて開示決定することによって事務の遂行に著しい支障が生ずる恐れがある場合であって、できるものはやりますよ開示します、できないものだけを延長しますよ、というふうになりますので、かなり請求人のリクエストにこたえたことを行政に求めていると思うんですね。そうした中で、万やむを得ず特例延長せざるを得ないんですよと、そういう状況であるとする、例えば同意をしないということ自体が権利の濫用になるかもしれないなということも考えられますので、こういう要件がついてるんであれば、同意がなくなったとしても、請求人の権利を後退させることにはまだならないんじゃないかというふうに思ったので、法の規定を期間だけをできれば、相当な期間を30日以内というふうにすればいいのかなというふうに思います。ちょっと、やや訂正請求と利用請求に関しては、苦しいところがあるんですけど、同意がなくなっちゃうのは。ただそれも法の仕組みからしますと、どうしても仕方がないという場合にだけしますよという趣旨がありますので、請求人の権利を同意がなくなることによって、後退させることにはならないということで、さっき言った意見の通りにしたいと思ってます。

続いて4点目ですね、請求書の記載事項に必要な事項を追加することの要否ということなんですが、先ほどご説明ありましたように、手数料みたいなところですね、あれは、手数料は区がさっき議論したように、請求の手数料じゃない形で考えてますので、そこところは区の制度に合わせた修正を行えば、改正法に基づく様式を使用していくことは支障がないんだろうとこういうふうに考えてます。

委員長 はい。ありがとうございます。実際、再延長とかの、相当な日数を法令が想定してる形ではなく、目黒区の実情に合わせた形で出して、そこは許されそうですか。

区側 日数を出すのは、運用レベルでは大丈夫だと思うんですが、条例に規定するっていうのは多分想定してないかなっていうところですね。

委員長 そうするとそこは、書き方なり運用の仕方を考えないといけないってことですね。

区側 そうですね。

委員長 国の方は、その相当な日数に関して、こういうこの程度のことを考えているとかっていうことは言ってますか。

区側 ここがですね、あんまり。区の方でもどういったことなのかっていうところがわかりませんので、Q&Aで投げているんですが、ノーアンサーのままなんですよ。

|     |  |
|-----|--|
| 委員長 | 委員がおっしゃるように、できれば今の私達の制度を生かす方向で行きたいんですけど、でもそれを思っても出せないし、かといってそれが表に出てノーって言われると困りますよね。  |
| 委員  | さっきはそう言ったんですけど、法が駄目だっていうんだったら、そうと理解するしかないですよ。  |
| 委員長 | そうなんですよ。   |
| 委員  | それから期間の短縮しか認めないと言ってますから、相当な期間と30日っていうのは、やっぱり馴染まないの、国が認めないというのがあり得るかもしれないですね。そしたら、国に従わざるをえないと思いますね。   |
| 委員長 | そこはもうちょっと何か、情報が欲しいところですね。現行に合わせた形で許される余地があるならそれにこしたことはないんですが。  |
| 区側  | 事務ガイドでもそこまでは書いてないですね。  |
| 委員長 | 記載事項は法令にあわせて、フォーマットを整えるぐらいでいいかなと思います。かかる時間の点に関しては、何ともちょっと言いようがないですね。開示請求の話は、法に合わせるしかないの、これは法に合わせた表現にするしか。目黒区としてはちょっと、ほんのちょっと後退しますが、これは変更が許されないでしょうから。  |
| 区側  | 許されないですね。84条そのものに書かれちゃってますので。  |
| 委員長 | しょうがないですね。3の、期限の延長のところはちょっと引っかかる場所ですかね。同意要件の話も、法がそれを求めている以上、目黒区として続けるわけにはいかないので、そこは外さざるをえない。その実際の実務的な処理の仕方は委員がご提案されたような形での処理が可能でしょうから、そこで汲み取れなくはないとは思いますが、そういう点では、目黒区としては、後退してる感じはありますよね。  |
| 委員  | はい。83条には30日以内にしなければならないというので、15日で現行はあって、その規定からすると後退、後退というか、逆に見れば、迅速に。30日以内っていうなかに、その今まででやってきた運用の中で早めに対応していくという形を取ろうとすれば、それはそれで30日以内の方に合わせて問題はなかなというふうには思えなくもないんですけど。ただ表現からすると、後退っていうイメージにはうつるんですが。ちょっと何て言うんですかね、期間が延びたっていう、例えば運用的には今まで通りっていう方法もあり、どうかなと思うんですけどその辺は、どうなんでしょう。ちょっと後退という言い方が。 |
| 区側  | そうですね。事務局としては、その条文そのものをやはり区民の方が見られるっていうところの視点に立てば、後退っていう形で言われるかなというところ。現にできてないということほとんどないという状況を鑑みますと、やはり現行制度に合わせたしっかりとした対応していくっていうところが、姿勢として大事なかなというところで、こうい   |

う形にさせていただくと。

委員 今までの運用通りが短縮することは認めてはいます。区としては、情報開示に積極的であるってということでインパクトを与える。そういう意味では現行、その前に行くのも手かなど。私も思えなくもないのですけれども。そのへんの30日の後退ってというイメージをやっぱり一般の区民から認定してもらうかなとも思えるわけで、その数字があまり書けないってということですね。

委員 しょうがないですよ、法律ではっきりとこう書かれているから。

委員長 法の規定に従って条例は作るんだけど、実務窓口では今まで通りにやってもらって、区民の信頼を継続して勝ち取ってもらうしかないですね。

委員 だからそういう意味では、その前におっしゃったみたいな冊子、説明文みたいなところで、冊子を作ったときに、そういう趣旨ですっていうことを表すとかっていうふうなことで対応できればいいんじゃないかなと思いますけどね。必ずしも、国に合わせて後退したってということではないんだっていうね。国の法律はこういうふうになったので、一応こうしたけれども、できる限り対応するつもりだということを明らかにすればいいのかなというふうに思いますけれども。

委員 今のところは、実務的にはさっきおっしゃったように運用とおっしゃっていましたが、通知とか解釈・運用の手引きの中で、相当の期間にしたけれども、極力、現行通り30日以内に決定するよう努めるものとするとか、そういう形で対外的に示していくようなやり方があるかなと思うんですね。区の意識は変わってないんですよということ、何らかの形で示していくと。

区側 そうですね。やっぱりそこで後退させてはいけませんし、行政が恣意的に開示決定したものをちょこちょこしか出せないっていう状態は、本来好ましくないはずですので、そうしたところは実務的には入れられるのかなというように思います。

委員 これちらっと思ったんだけど、他のところでは相当時間かけて出してるところもあるってということなんですかね。他の地方自治体では。

区側 そういうことになりますよね。

委員 国の方が問題じゃないですか。

委員長 確かに。情報公開請求で黒塗り多いですよ。

委員 余計なことかもしれないんですけど、現行で結局本人同意がないと60日以内で決定せざるをえないんですけど、例があるかどうかわかんないんですけども、そうした場合はもう必死になってとにかく60日以内で決定をするというふうにならざるをえないんですけど、そういう運用だというふうに理解していいんですかね。



|     |  |
|-----|--|
| 区側  | 条文どおりです。   |
| 委員  | 今まで例は何かあるんですかそんなこと、ここ最近。そこまで延びるようなことはないってことですね。  |
| 区側  | そうですね。   |
| 委員  | はい。わかりました。   |
| 委員長 | はい。ではこの開示・訂正・利用停止の手続きについてまとめていきましょう。書類の書式に関しては、できるだけ法の趣旨に合わせたフォーマットで現行を生かしつつ、法に適合した部分を修正すると。だから、日数の部分については法に従うしかないんですが、運用レベル、実際の運用においては、できる限り現行の姿勢を維持し、区民にもその姿勢を示していくという方向でやっていかざるをえないだろうというあたりでしょうか。はい。ありがとうございました。 |

オ 自己情報開示請求における不開示情報等【条例任意規定】

|     |   |
|-----|---|
| 委員長 | <p>続きまして、最後ですかね、自己情報開示請求における不開示情報等、これも任意規定の部分です。説明をお願いいたします。</p> <p>(区から説明)</p> <p>今回のテーマから、一旦、次回に持ち越したいというところをご了承いただきたいということですが、皆様いかがでしょうか。</p> <p>(「はい。それはしょうがないですね。」の声あり。)</p>   |
| 委員長 | <p>ここで我々が今説明聞いて、意見を言っても、後から違うって言われても困りますから。これは次回、5月10日に持ち越しということでございます。</p> <p>議題としては以上でございます。次回は5月10日、火曜日の18時から、また庁舎内の会議室の開催を予定しております。その他に事務局から連絡事項等あればお願いいたします。</p>   |
| 区側  | <p>いつもの通りでございまして、会議録については、後日事務局でとりまとめたものを、ご出席者の方々にお送りさせていただきます。届きましたら内容の確認をお願いしたいんですが、実は第1回目の小委員会の議事録が、反訳作業がちょっとまだ間に合っておりませんが、ようやく完了する見通しがたちそうでございます。改めてこちらについてもご案内させていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。</p> <p>またですね、開催にあたりまして、コロナウイルスの状況によって、オンライン会議とさせていただく場合があったり、書面開催となる場合もございます。また、委員長副委員長含めてご相談させていただきまして、実施方法については、改めてご案内いたします。また、今日日付が決まりました、第4回の訂正後のスケジュールにつきましては、改めて</p> |

|     |  |
|-----|--|
|     | 本日この後すぐメールをさせていただきます。どうぞご確認の程よろしくお願ひいたします。   |
| 委員長 | 次の会議室どちらですか。   |
| 区側  | 次は4階の特別会議室ですね。シャンデリアの部屋です。区長室の近くではなくてですね、総務課の方から上がる行政情報マネジメント課の近くの方です。   |
| 委員長 | あそこに18時に入るにはどうやって入ったらいいですか。今日みたいに迷うといけないで。   |
| 区側  | 18時を超える場合には、エレベーターが止まってしまう。ついては遅れる場合には、恐れ入りますが行政情報マネジメント課にご連絡をいただきまして、案内文にも書きますけれども、一階についたよということによっていただければ、お迎えに上がります。そういう方法でよろしいでしょうか。 |
| 委員長 | それまでであれば、通常通り4階に移動ができるわけですね。はい。わかりました。どうぞよろしくお願ひします。よろしくお願ひいたします。30分近く超過して申し訳ございません。お疲れさまでした。ありがとうございました。これにて閉会といたします。                 |

以 上